

北翔大学 介護職員初任者研修課程履修規程

(研修の目的)

第1条 生涯スポーツ学部健康福祉学科は健康と福祉を総合的に学ぶ学科であり、介護の基礎的知識・技術を習得することは、福祉の学びの基礎段階として、また介護予防を目的とした健康運動指導の学びにおいても対象者の理解につながる重要な学びである。介護の基礎的学びを通して、高齢社会の多様なニーズへの対応と広く地域貢献を目的として、健康福祉学科の専門科目において本研修を行うものとする。

(研修の名称)

第2条 前条に規定する研修課程の名称は「北翔大学 介護職員初任者研修課程」と称する。

(研修の要旨)

第3条 研修の要旨は、次の表に掲げるとおりとする。

事務所の所在地	江別市
研修形態	通学方式 ※平日及び土曜日の昼間に実施
修業年限	1年
研修期間	60日間（基本）、130時間
定員(人)	20人
受講料(円)	未徴収
受講対象者	生涯スポーツ学部健康福祉学科に入学した学生で、 介護職員初任者研修の修了を希望する者
研修会場	北翔大学（江別市文京台23番地）

(募集期間)

第4条 募集期間は、毎年度入学式の日から研修開始日の3日前までとする。

(受講申込方法及び本人確認方法)

第5条 受講を希望する者は、募集期間内に教育支援総合センター学習支援オフィスの窓口で申し出を行うとともに、指定の申込書に記入の上、提出しなければならない。

2 学習支援オフィスの担当者は、申し出の際に提示される学生証をもって本人確認を行うものとする。

(研修カリキュラム)

第6条 研修カリキュラムは、次の表に掲げるとおりとする。

教科名	時間数
1. 職務の理解	6
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9
3. 介護の基本	6
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6

6. 老化の理解	6
7. 認知症の理解	6
8. 障害の理解	3
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5
9-1. (基本知識の学習)	1 3
9-2. (生活支援技術の講義・演習)	5 0
9-3. (生活支援技術演習)	1 2
10. 振り返り	4
合 計	1 3 0
筆記試験	1

(開講科目の履修登録及び単位の計算方法)

第7条 研修を希望する者は、前条の研修カリキュラムに対応した、次の表に掲げる、本学で開講される4科目について、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。

本学での開講科目	単位数	研修カリキュラムの表に対応する 教科名の番号
1. 介護の基本Ⅰ	2	1、3、4、6、9-1
2. 介護の基本Ⅱ	2	2、4、5
3. 介護を必要とする人の理解	2	6、7、8、9-1
4. 生活支援技術	2	9-2、9-3、10

2 前項に規定する科目の単位の計算方法は、北翔大学学則第45条の規定によるものとする。

(テキストの購入及び主要テキスト)

第8条 研修を希望する者は、研修開始日までにテキストを購入しなければならない。

2 使用するテキストは、中央法規出版株式会社発行「介護職員初任者研修テキスト 全2巻」(5,500円)とする。

(最少開講人数)

第9条 受講の申込をした者が5名に満たない場合は、研修を不開講とする。

(出欠の確認方法)

第10条 研修の開始前に、出席簿または出席カードを用いて担当講師が出欠確認を行うものとする。

(成績の評定方法)

第11条 各科目の修了時に、知識・技能等の習得度を評価するにあたり、講師による評価を行うものとする。

2 成績の評定方法は、北翔大学学則第54条第1項の規定によるものとする。

3 評価については、S(90点以上)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)の5段階とし、C以上を合格とする。

(修了の認定方法)

第12条 本学で開講する介護職員初任者研修の4科目を全て受講し、所定の学修時間を全て出席したと認められる者に対し筆記試験による修了試験を行ない、この試験に合格(100点満点中の60点以上)した者に研修修了を認める。

(修了証明書の交付)

第13条 学長は、研修修了者に対して、介護保険法施行令第3条第1項に基づき、別紙に定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

2 修了証明書の紛失や氏名の変更があった場合は、修了者からの申し出と本人確認書類が提出された後に再交付を行うものとする。なお、その際の手数料は無料とする。

(修了者の報告)

第14条 研修修了者は、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所などを記載した名簿を作成・管理し、その名簿を北海道知事に報告する。

(補講の取扱い)

第15条 やむを得ない理由により欠席した者に対しては、その申し出により同一内容の補講を別日程で行うことがある。その場合の費用は徴収しない。

(辞退規定)

第16条 受講者が辞退しようとするときは、所定の辞退届を提出しなければならない。

2 受講者が本規程の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる行為のあったときは、受講の取りやめを命ずることがある。

(講師)

第17条 研修を担当する講師は、別紙(添付3号様式)のとおりとする。

(情報開示)

第18条 本規程は、本学ホームページより閲覧することができる。

URL <http://www.hokusho-u.ac.jp/>

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、介護職員初任者研修課程に関し必要な事項は、学習支援委員会の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第20条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (テキスト代の徴収方法及び受講料の返還方法を改めたことに伴う改正)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

修了証明書：A4サイズ

	第	号
修了証明書		
	氏名	
	年月日生	
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条 第一項第一号ロに掲げる介護職員初任者研修課程を修了 したことを証明する。		
年月日		
北翔大学 学長 ○○ ○○○ 印		

修了証明書（携帯）：名刺サイズ

	第	号
修了証明書（携帯用）		
	氏名	
	年月日生	
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第一号ロに掲げる介護職員 初任者研修課程を修了したことを証明する。		
年月日		
北翔大学 学長 ○○ ○○○ 印		